

第3期

長野県有機農業推進計画

平成30年4月

長野県

目 次

第 1	有機農業推進計画の策定	1
第 2	有機農業の定義と位置付け	2
第 3	有機農業の現状と課題	4
第 4	有機農業を推進するための施策	10
	参考資料	15
	県研究機関で開発された有機農業に活用可能な技術	15
	有機農業の推進に関する法律	17
	有機農業の推進に関する基本的な方針	20

第 1 有機農業推進計画の策定

1 計画改定の趣旨

有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減する栽培法であることから、長野県では環境にやさしい農業の一つの形態として位置付け、平成 21 年 12 月に有機農業の推進に関する法律(平成 18 年法律第 112 号、(以下「推進法」という))に基づき「長野県有機農業推進計画」を策定し、有機農業の推進に取り組んでいます。

近年、消費者の「食の安全」や「環境」に対する意識が高まり、特に「食」を供給する農業についても、自然や風土を守り育み、環境への負荷を低減する有機農業の役割や有機農業により生産される農産物への関心が高まっています。

さらに、有機農業を志向する新規就農者は多く、県内における有機農業の取組は徐々に広がっています。

また、規模拡大や生産の効率化に不向きな中山間地にあっても、付加価値が高まる栽培法として、有機農業は中山間地の農業振興にも貢献するとともに、中山間地コミュニティの新たな担い手にもなっています。

しかしながら、有機農業は個々のほ場の環境条件に応じたきめ細かな栽培技術が必要であり、知識や経験等を含め普遍的な技術として体系化し普及することが難しく、一般栽培と比較すると技術面や流通・販売面に多くの課題があります。

これらの状況を踏まえた上で、環境にやさしい農業の一翼を担う有機農業をより一層推進するため、有機農業の現状と課題を整理し、具体的な施策の展開を取りまとめ「長野県有機農業推進計画」(以下、「推進計画」という。)を改定します。

2 計画期間

2018 年度から 2022 年度までの 5 年間とし、「第 3 期長野県食と農業農村振興計画」と一体的な推進を図ります。

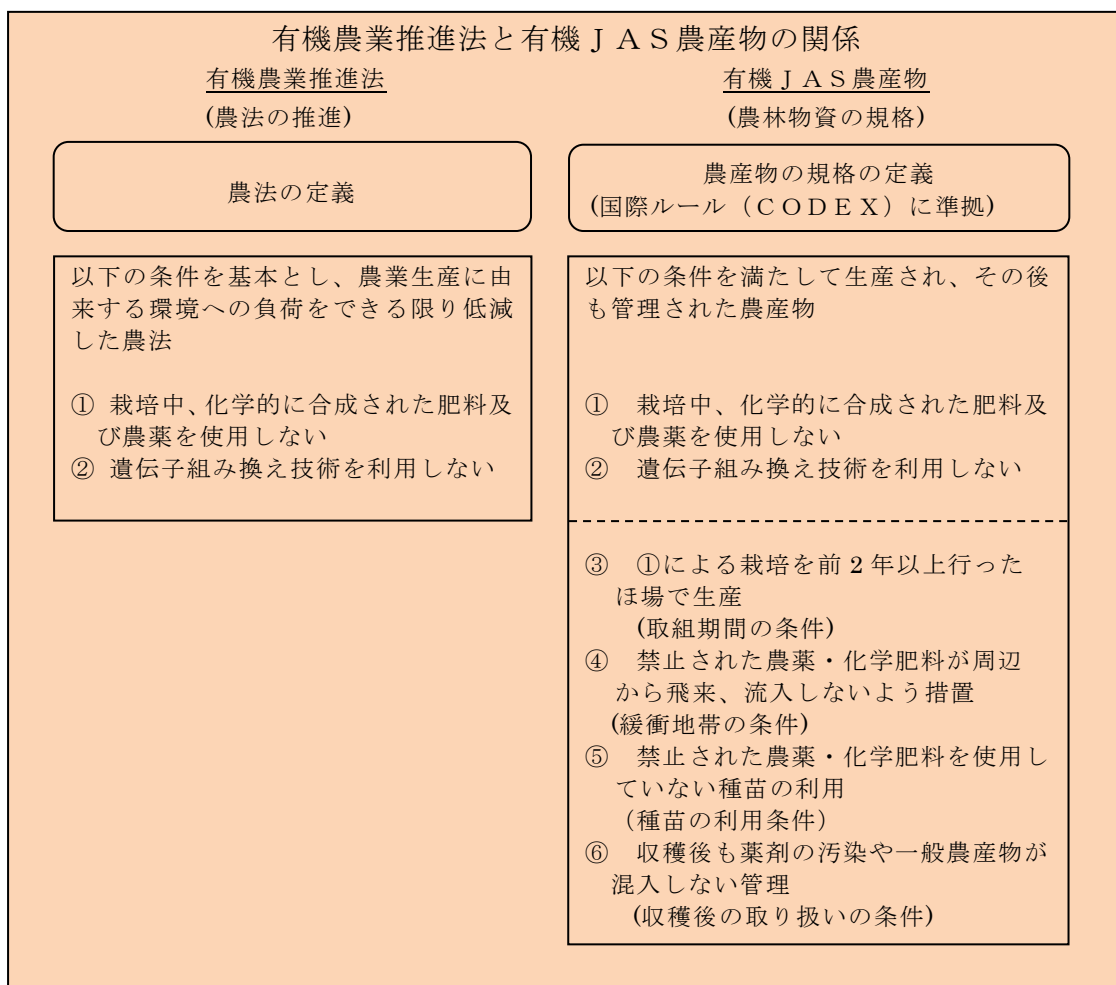
なお、この推進計画は、農業を取り巻く情勢の変化等により、適時適切に見直すこととします。

推進にあたっては、関係者の連携が不可欠のため、市町村、農業団体、流通業者、有機農業者と密接に連携を図ります。

第2 有機農業の定義と位置付け

1 有機農業の定義

この計画において「有機農業」とは、有機農産物及び有機畜産物の日本農林規格（有機JAS）に規定された生産方式や環境保全型農業直接支払交付金における有機農業の取組の他、推進法第2条の規定に基づき、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法（農法）を用いて行われる農業をいいます。



※環境保全型農業直接支払交付金（環境直払）

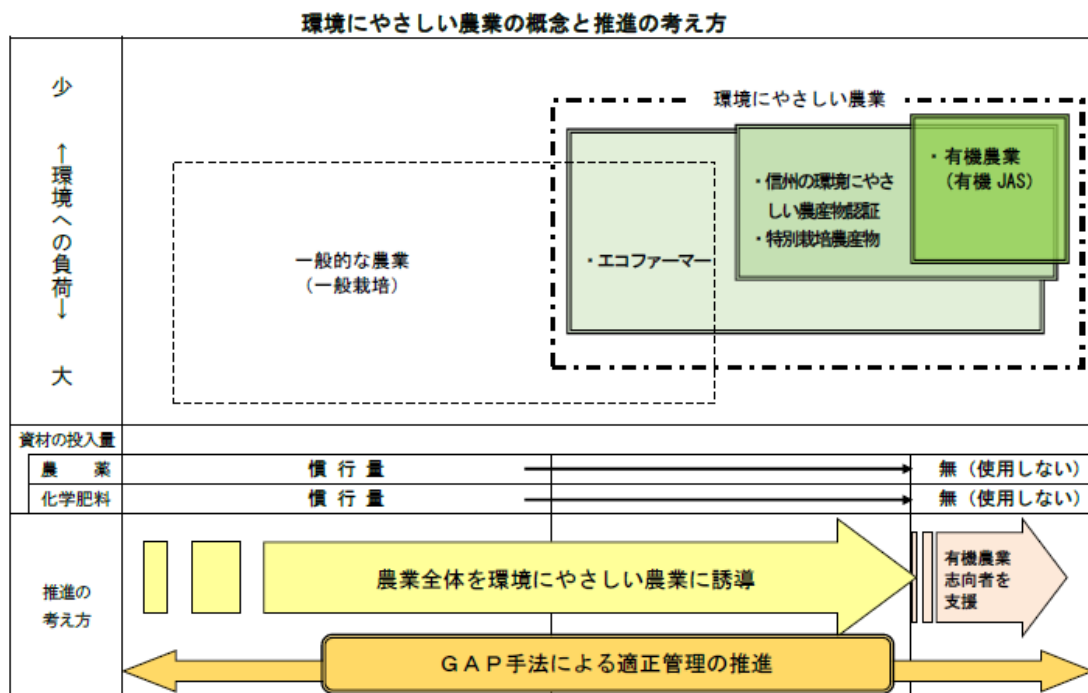
農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るため、有機農業やカバー作物、炭素貯留効果の高い堆肥の施用に取組む、複数の農業者で構成される任意組織に対して、8,000円/10aを上限に支払われる交付金。市町村が申請窓口。

【交付金の対象活動となる有機農業の取組】

- ① 通常の営農管理において、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない
- ② 組み換えDNA技術を利用しない

2 有機農業の基本的な考え方

- (1) 長野県の農業農村の将来を指し示した、「第3期長野県食と農業農村振興計画」において、信州の美しい自然環境を守り、環境と調和した環境農業を進めるため、環境への負荷を低減する手段として、有機農業の取組拡大を推進します。
- (2) 有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ、生物多様性を保全する機能を有する農法であり、環境に負荷をかけない持続性の高い栽培法であることから、長野県が進める環境にやさしい農業の一つとして位置づけ推進します。
- (3) 推進に当たっては、実践者の有機農業に対する理念や生産方法、販売方法等が多様であることから、農業者の自主性を尊重し支援します。

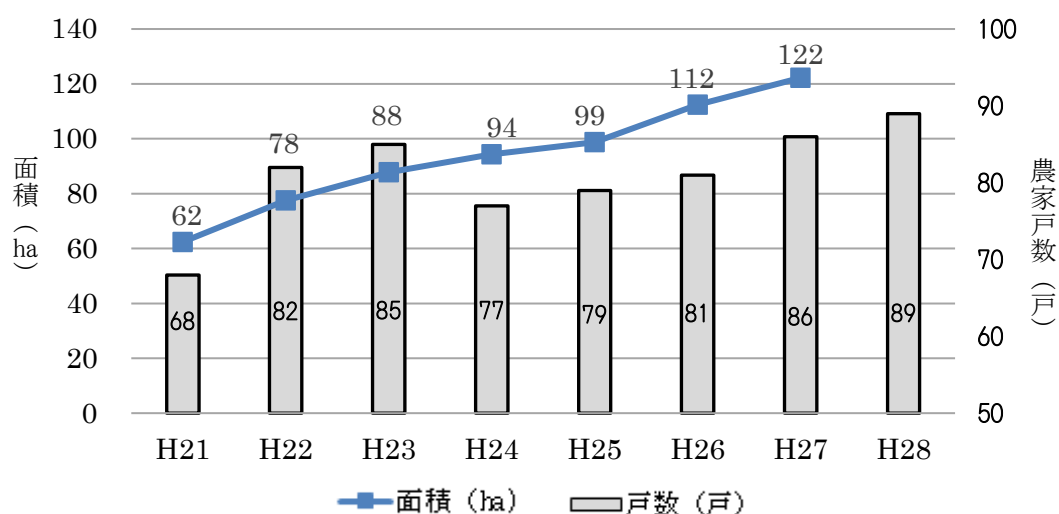


第3 有機農業の現状と課題

1 生産の取組状況と課題

- 農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく認定（以下「有機JAS認定」（※1）という。）を受けた県内の農家戸数は直近で89戸（H28）、面積が122ha（H27）となっており、平成21年度に比べ面積は60ha増加し、年々増加傾向にあります。

表1 有機JAS認定農家数及びほ場面積（長野県）



- また、国の環境保全型農業直接支払交付金に取組む農業者などJAS法の認定を受けずに有機農業に取り組んでいる農業者も多く、環境直払制度を活用している有機農家戸数は233戸（H27）と増加傾向にあります。

表2 環境保全型農業直接支払（有機農業）の取組面積及び戸数

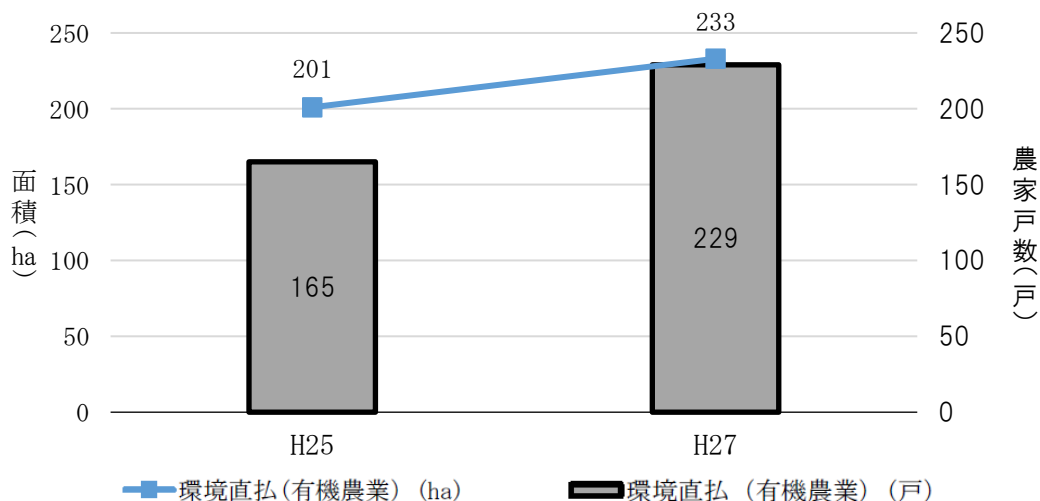


表3 環境保全型農業直接支払（有機農業）の品目別取組面積

区 分	合 計	水 稻	麦・豆	野 菜	果樹	その他・ 花き
					(ブルーベ リー他)	
長野県の環境直払における 有機農業の取組面積 (ha)	233	114	18	98	2	2

・有機農業は平地での取組も増えていますが、規模拡大に不向きな中山間地域でも、農産物の付加価値を高められるため、遊休農地解消や中山間地の農業振興、集落営農活動の継続に貢献しています。

しかし、県全体の耕地面積に占める有機農業への取組面積は 0.33%と低く、より一層の取組拡大が必要です。

表4 長野県の有機農業取組面積 (平成28年4月1日現在)

区 分		合 計	田	畑 (その他を含む)		
				普通畑	樹園地	
長野県の有機農業 面積	面積 (ha)	355	147	209	206	4
	割合	100%	41.4%	58.9%	58.0%	0.1%
有機 J A S 面積	面積 (ha)	122	33	89	88	2
	割合	100%	27.0%	73.0%	71.8%	1.3%
環境直払における 有機農業の取組	面積 (ha)	233	114	120	118	2
	割合	100%	48.9%	51.5%	50.6%	0.9%

表5 耕地面積における有機農業の取組面積 (平成28年4月1日現在)

		耕地面積	有機農業 取組面積		
			有機 J A S	環境直払にお ける有機農業	
長野県	面積 (ha)	109,000	355	122	233
	割合	100%	0.33%	0.11%	0.21%
全 国	面積 (ha)	4,496,000	23,237	9,956	13,281
	割合	100%	0.52%	0.22%	0.30%

・一般栽培から有機農業へと転換した場合、病虫害の発生頻度が高まる傾向にあり、収穫調整のための労働時間や生産コストの増加を伴いやすいため、栽培技術の開発などを進め、参入しやすい環境を整えることが課題となっています。

・「有機」や「オーガニック」農産物として表示・販売するためには、有機 J A S 認証取得が必要とされることから、有機農業者や消費者に対し制度の啓発が必要です。

- 県内の有機農業実践者は点在しており、実践者同士のつながりが希薄になりやすいため、栽培技術や販売情報の交換を行う機会も少ない状況です。
 - ・仲間づくり・情報交換・技術交流のできるネットワークや有機農業経営の成功事例などの情報提供により、有機実践者が直面している課題解決への支援が必要です。

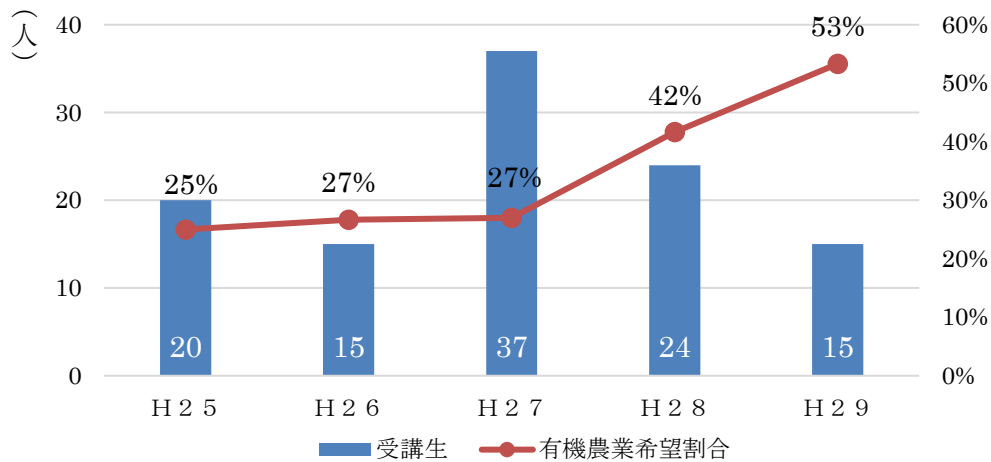
2 担い手への支援体制の状況と課題

- 有機農業の実践にあたっては、農業関係者及び市町村担当者の理解が欠かせませんが、推進体制の整った市町村は全市町村の 39%と十分でない状況です。
 - ・農業関係者及び市町村担当者への有機農業に対する理解の促進と市町村の推進体制を整備するための働きかけが必要です。
- 県内の先進的実践者を有機農業推進アドバイザー(※2)として登録し、新規の有機農業者等に対して様々な助言を行っていますが、相談内容は多様化・高度化しています。
 - ・有機農業への取り組み方や環境変動に応じた技術的な相談など、多様化する相談に対応できるアドバイザー制度に見直すとともに、制度の周知が必要です。
- 有機農業を志向する県内外の新規就農希望者に対しては、就農コーディネーター(※3)による調整を行い、新規就農里親制度(※4)を活用して、有機農業者の里親の元で技術習得や販売方法等の研修を実施し、これまで 22 名(平成 25~29 年度)が有機農家として就農しています。

また、有機農業に関心を持ちながらも、有機農業に取組めない移住者や移住希望者が増加しており、技術習得や就農支援に関する情報発信が十分でない状況です。

 - ・新規就農里親制度による有機農業希望者への就農支援の継続が必要です。
 - ・有機農業に関心を持つ移住者や希望者が円滑に有機農業を開始できるよう、市町村等による就農相談や適切な情報提供が必要です。
- 有機農業に必要な基本技術や基礎知識を習得するために、「有機農業基礎技術講座」を実施しており、5 年間で 111 名が受講し、基礎スキルの習得が進んでいますが、既に就農している有機農業実践者のスキルアップ不足の課題も出てきています。
 - ・有機農業の基礎技術講座の充実と実践者の技術向上に向けた研修や勉強会の場づくりが必要です。

表6 有機農業基礎講座受講者数と受講者の有機農業就農希望者の推移



3 技術開発の状況と課題

- 長野県の農業関係試験研究機関では、有機農業に活用可能な化学肥料代替技術、化学合成農薬によらない病虫害防除技術など、環境にやさしい農業技術の研究開発に取り組んでいますが、技術となるまで時間が必要です。
 - ・有機農業には地域の気象や土壌特性等に適合し、品質や収量を安定的に確保できる技術開発が必要です。
 - ・有機農業に活用可能な研究開発を進めるとともに、国や民間研究機関等の技術情報や優良事例の収集・提供が必要です。
 - ・有機農業実践者から研究開発のニーズを把握し、低コスト化、軽労化、省力化につながる研究開発と、その成果情報の収集・提供が必要です。
- 有機農業の栽培技術は、誰もが活用できる栽培体系として普遍化が困難であるため、情報提供や相談体制が必要です。

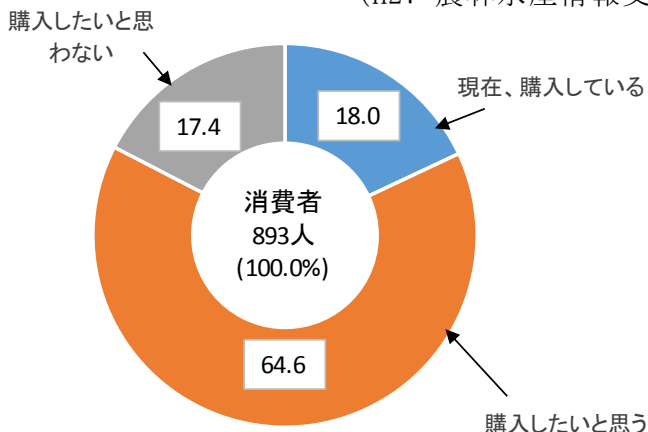
	平成 25 年～28 年
長野県の研究機関による有機農業に活用できる技術開発数	9 技術

4 消費・流通・販売上の現状と課題

- 農林水産省の農林水産情報交流ネットワーク事業のアンケート結果では、有機農産物の購入について、82.6%の消費者が購入を希望しています。また、大手販売店などにおいても有機農産物の取扱いに関心を示しています。

表7 オーガニック農産物等の購入の意向等について

(H27 農林水産情報交流ネットワーク事業)

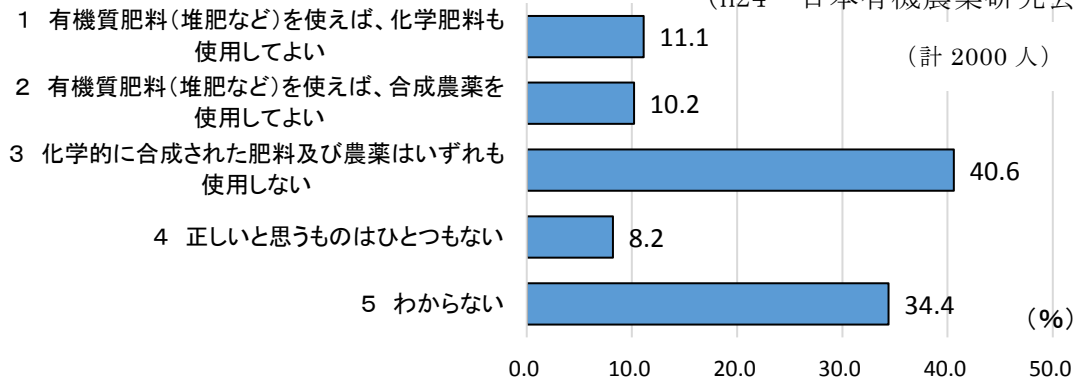


- 県が開催した商談会での契約実績は平成28年では3件の成立に留まっており、消費者や実需者が有機農産物を容易に購入できるような状況ではないため、有機農産物の流通・販売の情報収集・発信が必要です。
 - ・地消地産や学校給食における食育を進めていくためには、消費者と有機農業者との相互理解の増進が必要です。

- 日本有機農業研究会の全国調査では、有機農業が「化学的に合成された肥料と農薬を使用していない」農法であると理解している割合は、40.6%に留まり、また、「わからない」の回答が34.4%と、理解の浸透が十分ではありません。
 - ・消費者や実需者の有機農業や有機農産物への正しい理解を促す取組が必要です。
 - ・有機農業が持つ公益的な役割や、有機JAS制度の表示ルールに関する啓発が必要です。

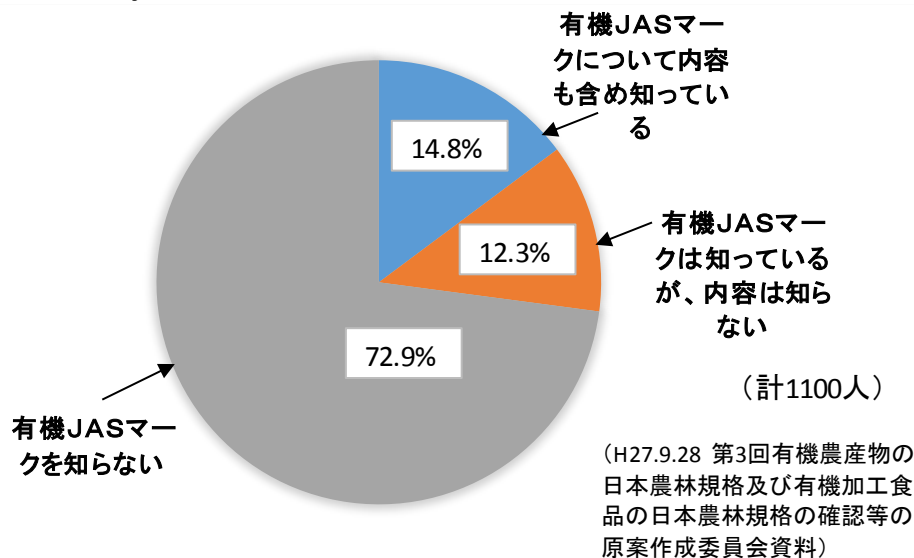
表8 有機農業の生産方式に関する調査結果

(H24 日本有機農業研究会)



- 有機農業の栽培面積や生産量が少ないことから有機農産物の流通は、販路の拡大が難しい状況にあるため、グループ化を図るなど、実需者や市場のニーズに応じた供給ロットの確保・拡大が必要です。
 - ・実需者や市場のニーズに応えるため、ロットの拡大や産地化に向け、グループづくりや一般栽培から有機農業への転換が必要です。
- 有機JAS農産物は徐々に増えていますが、「有機JASマークを知っている人」は14.8%と少なく、「マークを知らない人」が72.9%と、消費者に十分浸透していないため、有機JAS制度の認知度の向上が必要です。

表9 有機JASマークに対する認知度



- ※1 有機JAS認定（平成12年創設、毎年認定）
有機JAS規格で定められた基準を満たし、登録認定機関から有機認定を受けたもの。長野県内では、平成29年3月31日現在89戸が認定されている。
- ※2 有機農業推進アドバイザー（平成22年創設）
有機農業の先進的実践者をアドバイザーとして登録し、新たに有機農業を志向する者や有機農業実践者からの相談に対し、農業改良普及センター等からの要請により助言を行う長野県の制度。
- ※3 就農コーディネーター（平成19年創設）
県庁農村振興課・長野県農業大学校研修部・各農業改良普及センターに16名（平成29年4月現在）配置され、長野県に就農を希望する者に対して、県内の農業関連情報の提供・発信、就農プランの作成、研修・就農候補地や里親の紹介など、専任で就農までマンツーマンでサポートする長野県の就農相談員。
- ※4 新規就農里親制度（平成15年創設）
新規参入者等の就農支援に意欲的な農業者を里親として公募し、里親の知識、経験、信用を活かした実践研修を行い、技術習得から農地・住宅確保など就農・定着までを就農コーディネーターとの連携しながら支援する長野県の制度。494名が里親として登録されており、うち約30名が有機農業実践者（平成29年4月現在）。

第4 有機農業を推進するための施策

1 施策の展開方向

長野県農業の持続的な発展と環境と調和した環境農業の定着を目指し、より一層の有機農業の拡大を推進していくため、3つの基本方向により施策を展開します。

○ひろがる有機農業生産

有機農産物の生産が『ひろがる』ように、研修や情報提供により有機農業者の技術向上や新規就農者の技術習得・経営改善を支援します。

○つながる有機農業ネットワーク

消費者と有機農業者、有機農業者同士が『つながる』ことで、有機農産物の販路拡大を目指すためのネットワーク構築を図り、結びつきを強化します。

○高まる有機農業への理解と支援

有機農業への理解が『高まる』ように、県・市町村・有機農業グループが連携を深め、多様な有機農業の活動をPR・啓発し、有機農業の取組を拡大します。

有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ、生物多様性を保全する機能があり、環境への負荷を低減する農法であることから、実践者の自主性を尊重しながら、環境にやさしい農業の一つとして位置付けて推進します。

ひろがる 有機農業生産

- ・アドバイザーの指導体制の強化
- ・有機JAS制度の情報提供
- ・オーガニック・アカデミーによる新規参入者及び実践者のスキルアップ
- ・開発技術の情報発信
- ・新規就農里親制度の活用による有機就農支援

つながる 有機農業ネットワーク

- ・ネットワークや体験・交流の場づくりによる消費者・生産者の結びつきの強化
- ・流通業者と生産者のマッチングの場の設定
- ・有機農業関連情報を広く集め、情報発信し、有機農業の取組を紹介

高まる 有機農業への理解と支援

- ・有機農業者と消費者との交流を深め、正しい理解を促進
- ・環境保全活動、有機農業体験等の多様な取組の情報発信
- ・研修会等を通じた、市町村や生産者団体の理解促進
- ・市町村の有機農業支援体制づくりの促進と関係者の連携強化

【達成目標】有機農業取組面積（JAS、環境直払）535ha、有機農業支援体制整備 40市町村

2 将来の達成目標

- (1) 有機農産物の付加価値の向上や優位な取引につなげるため、有機 JAS 制度の周知を図るとともに、化学肥料・化学合成農薬を使用しない有機農業に地域やグループで取り組み、環境保全型農業直接支払交付金制度を活用する農業者を増やし、有機農業への取組面積の増加を図ります。

項目	現状(2015)		目標(2022)
有機 JAS 認証面積及び環境保全型農業直接支払交付金における有機農業の取組面積	355ha	⇒	535ha

- (2) 有機農業への就農や取組の支援を充実させるため、市町村における有機農業推進計画の策定や相談窓口の設置等、推進体制の整備を図ります。

項目	現状(2017)		目標(2022)
有機農業の推進体制を整備している市町村※	30 市町村	⇒	40 市町村

※有機農業を推進することで、農村の活性化を図る考えがあり、相談窓口を設置している市町村

3 推進施策

(1) ひろがる有機農業生産

ア 技術習得や担い手支援

- 地域の気象・土壌等に適合した安定生産技術や低コスト・軽労化につながる有機農業技術の情報発信を強化し、一般栽培から有機農業への転換や技術の向上を支援します。
- 有機農業実践者のニーズに応じた栽培技術の研修会や有機農業者同士の情報交換会等を開催し、技術向上や仲間づくりを支援します。
- 有機 JAS 認定機関と連携し、有機 JAS 制度の啓発や認証取得希望者への技術指導や情報提供を強化します。
- 有機農業の基礎となる病虫害の発生生態や防除、土づくり、作物の生理生態等の知識や技術習得及び実践者のスキルアップのため、オーガニック・アカデミーを開催します。
- 農業大学校の環境農業講座に有機農業を組み入れ、学生や就農希望者に対し、有機農業への理解を促進します。

【有機農業推進アドバイザーによる支援】

- ・有機農業の栽培技術など、志向者からの多様な課題に対し、ベテランのアドバイザーによる相談活動を行っています。
- ・最寄りの農業改良普及センターが窓口となり、相談内容に対応するアドバイザーに支援要請を行います。



イ 技術開発と成果情報の収集・発信

- 病虫害抵抗性品種の育成、天敵利用等の有機農業で活用できる環境農業技術の開発を行うとともに、有機農業者が必要とする環境農業技術に関する成果情報の収集と発信に努めます。
- 民間の有機農業研究機関との連携による技術開発に取り組みます。
- 国や他県の試験研究機関等の技術情報や全国の優良事例を収集するとともに、事例集等を用いて情報発信に努めます。

【達成指標】	現状 (2013～2016)	⇒	目標 (2018～2022)
国内外で開発された有機農業技術の情報発信数	9件		50件

【温湯種子消毒技術】

セルリーの種子伝染病については、化学合成薬剤でも防除が困難でしたが、長野県野菜花き試験場では、セルリーの種子を50℃の温湯に30分間浸漬させることにより、種子伝染する「萎縮炭疽病」、「斑点病」について農薬を使わずに防除出来ることを明らかにしました。

処理方法

1: 種子の準備
不織布などの袋に種子を入れる

2: 種子浸漬
50℃の温湯に30分浸漬する

3: 冷却
処理後は直ちに流水などで冷却

4: 播種
水分を脱し、播種する

注意点

- ・必要苗数より多めに準備する
- ・温度、時間を遵守する(温度計、タイマーを用いる)
・温度ムラをなくするため攪拌する
- ・余熱が取れる時間(10分程度目安)
- ・すぐに播種する(保存しない)
・室温に注意する(凍結させない)

ウ 就農・農業経営支援

- 有機農業実践者が利用可能な国の補助施策や制度資金、有機農産物の販売・PRの手法などの情報提供により農業経営を支援します。
- 有機農産物の品質向上や環境保全を推進するために、適切な生産工程管理が行われるよう、有機農業にGAP手法の導入を検討するなど、有機農業の経営力向上を支援します。
- 関係機関と連携し、消費者ニーズなど有機農産物の流通販売に必要な情報の収集・提供に努めます。
- 有機農業実践者の技術的課題や有機JAS取得などの指導・相談を強化するため、有機農業推進アドバイザー制度の改善に取り組みます。
- 就農コーディネーターによる相談や、実践型研修を行う新規就農里親制度等の活用により有機農業への就農を支援します。

- 有機農業希望者の円滑な就農を進めるため、実践者の優良事例をベースとした経営モデルなどを活用し、適切な指導・相談に努め就農を支援します。

【達成指標】	現状 (2013～2017)	⇒	目標 (2018～2022)
有機農業への新規就農人数	22人		30人

(2) つながる有機農業・ネットワーク

ア 有機農業者・消費者・流通業者との連携強化

- 有機農産物の地域内流通の拡大に向け、地域の有機農業者や消費者グループによるネットワークの構築を働きかけ、交流の場をつくることで相互理解を深め、結びつきを支援します。
- 流通業者と有機農業者の情報交換やマッチングの場を設定し、県産有機農産物の流通拡大を推進します。
- 地域の外食産業や学校給食など、多様な実需者との連携や特徴的な契約販売の事例紹介により生産者と実需者及び消費者をつなげる支援を行います。
- 地元消費者が容易に県産有機農産物を購入できるよう、身近な直売所、インショップ、道の駅などでの販売環境を整えるために、市町村や農業団体・流通業者との連携を強化します。

イ 有機農業関連情報の発信

- 有機農業の消費者理解を進めるため、インターネットなど様々な広報媒体を活用し、県内の有機農業の取組や有機農産物を「見える化」し、わかりやすい情報発信に努めます。
- 有機農業者と消費者・流通業者との交流を促進するため、県内外の有機農業関連イベントや先進的取組について情報発信を行います。

(3) 高まる有機農業への理解と支援

ア 消費者・実需者等への理解の促進

- 有機農業者や消費者のグループ・団体と連携し、有機農業者と消費者との交流を深め、有機農業への理解を促進します。
- 自然循環機能の増進、環境負荷の低減、生物多様性の保全など、有機農業の有する様々な機能、役割について理解いただけるよう啓発に努めます。
- 有機農産物販売店や環境保全活動や農業農村体験等、有機農業に関する多様な情報を発信し、県内の有機農業活動をPRします。

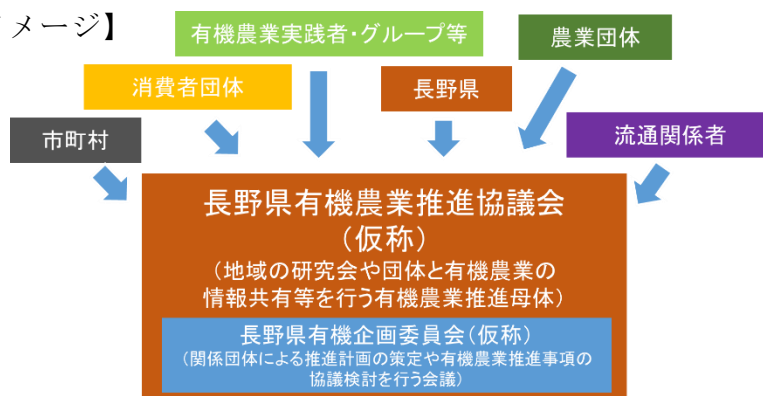
イ 市町村等への理解促進

- 市町村向け研修会等の開催により、全国の先進事例や有機農業の推進に必要な情報提供を行い、有機農業への理解を促すとともに、地域の実情に即した有機農業の推進を働きかけます。
- 中山間地域に移住するなど、コミュニティの新たな担い手としても期待される有機農業参入者に対する情報発信や支援を行う市町村の取組を支援します。

ウ 県・市町村・有機農業団体の連携による有機農業の取組拡大

- 有機農産物の生産、流通、販売及び消費の各側面から有機農業を推進するために、関係団体との連携を取りながら、施策を計画的に展開し、その進捗状況を把握し、施策の効果を高めるため情報の共有に努めます。
- 推進計画を着実に遂行するため、有機農業に関連する幅広い関係者で構成する「長野県有機農業推進協議会（仮称）」を設立するとともに、推進計画の策定への助言や推進施策の検討を行う「長野県有機企画委員会（仮称）」を開催します。
- 市町村の有機農業に関する推進計画等の策定促進や相談窓口を明らかにするなど、支援体制の整備を促進します。

【推進体制のイメージ】



【参考資料】

— 県研究機関で開発された有機農業に活用可能な技術 —

【緑肥作物利用技術】

植物体をそのまま土にすき込んで分解させ、作物への養分供給を目的としてレンゲなどのマメ科植物やライ麦、ソルゴー等のイネ科作物等を作付けする技術です。緑肥の作付により連作障害の回避や堆肥の代替としての効果も期待できます。初夏どりレタスにおける越冬ライムギの鋤込みにより、窒素の施用量を30～50%程度削減することが可能となります。

【おとり作物利用技術】

根こぶ病対策として、ハクサイの前作にダイコンを作付け、ダイコンの収穫株跡に、ハクサイを定植することで、根こぶ病の発病を著しく低減できる技術です。

これは、ダイコンが根こぶ病菌の「おとり作物」として、菌を誘引し密度を低下させるため、根こぶ病の菌密度の低い($2.5 \times 10^4/g$ 乾土以下)畑では特に有効です。



【抵抗性・耐病性品種利用技術】

農作物の栽培に当たり、生産の安定を図るために、特定の病気に対して抵抗性や耐病性をもった品種を使う技術です。耐病性品種としては、根腐病レース1、2に耐病性を有するレタス「シナノパワー」などがあります。

【防虫ネット利用技術】

防虫ネットを用いて害虫の侵入を物理的に防止する技術です。対象害虫によりネットの目合いを変える必要があります。チョウ目害虫の侵入阻止には比較的粗い目合いのネットを用いますが、アブラムシやアザミウマ類の微小な害虫の侵入阻止には、一般的に1mm以下の目合いのネットを使用します。ただし風通しが悪くなるので、利用にあたっては工夫が必要です。



トマトハウスの3mm目の防虫用ネット

【フェロモン剤利用技術】



フェロモン剤によって対象害虫を低減させる技術です。主としてチョウ目の害虫が交尾の際に種を識別する性フェロモンを利用して交信をかく乱することにより交尾を阻害し、発生密度を低減させます。

なお、フェロモン剤によって対象害虫は異なります。

【天敵利用技術】

捕食性天敵であるクモ類や寄生蜂等の働きを活用して害虫の発生密度を抑える技術です。

有機栽培では土着天敵が比較的豊富であるため、天敵を上手く活用して要防除水準以下に抑えていく方法がとられています。



寄生されたアブラムシとコレマンアブラバチ



オンシツコナジラミの幼虫に卵を生みつけるオンシツツヤコバチ

また、ハウス栽培などでは、特定の害虫に対して市販されている天敵を導入する方法により、害虫の発生密度を抑制します。

(例：オンシツコナジラミに対するオンシツツヤコバチ、アブラムシに対するコレマンアブラバチ、等)

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）

公布 平成18年12月15日

（目的）

第一条 この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業を言う。

（基本理念）

第三条 有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 有機農業の推進は、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 有機農業の推進は、消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることにかんがみ、有機農業を行う農業者（以下「有機農業者」という。）その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならない。

4 有機農業の推進は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものとする。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、有機農業の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本方針)

第六条 農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次の事項を定めるものとする。

- 一 有機農業の推進に関する基本的な事項
- 二 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
- 三 有機農業の推進に関する施策に関する事項
- 四 その他有機農業の推進に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(推進計画)

第七条 都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画（次項において「推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(有機農業者等の支援)

第八条 国及び地方公共団体は、有機農業者及び有機農業を行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(技術開発等の促進)

第九条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するため、研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(消費者の理解と関心の増進)

第十条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他の消費者の有機農業に対する理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(有機農業者と消費者の相互理解の増進)

第十一条 国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、有機農業者と消費者との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査の実施)

第十二条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関し必要な調査を実施するものとする。

(国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

第十四条 国は、地方公共団体が行う有機農業の推進に関する施策に関し、必要な指導、助言その他の援助をすることができる。

(有機農業者等の意見の反映)

第十五条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業者その他の関係者及び消費者に対する当該施策について意見を述べる機会の付与その他当該施策にこれらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

2 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）」を「、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）及び有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）」に改める。

(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部改正)

3 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中第四十条第三項の改正規定を次のように改める。

第四十条第三項中「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）」の下に「、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）」を加える。

有機農業の推進に関する基本的な方針の公表について

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第6条第1項の規定に基づき、有機農業の推進に関する基本的な方針を次のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき、これを公表する。

平成26年4月25日

農林水産大臣 林 芳正

有機農業の推進に関する基本的な方針

第1 有機農業の推進に関する基本的な事項

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）において、有機農業は農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであるとされている。

有機農業推進法に基づき平成19年4月に初めて策定・公表された「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）は、我が国の農業における有機農業の役割を明確にするとともに、各種の関連施策を総合的かつ計画的に講じていく基（もと）となった。その結果、我が国における有機農業の取組はわずかながらも増加傾向を示し、有機農業により生産される農産物に対する需要や、新たに有機農業に取り組もうとする者の数も増大しつつある。

こうした傾向を適切に助長することの重要性にかんがみ、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ、以下に掲げる事項に基づき、有機農業の推進に関する各種の関連施策を実施するものとする。

1 農業者が有機農業に容易に従事することができるようにするための取組の推進

有機農業は、多くの場合、病虫害の発生等に加え、労働時間や生産コストの大幅な増加を伴うことから、農業者が容易にこれに従事することができるようにすることが重要である。

このため、地域の気象条件・土壌条件等に適合した技術体系を確立・普及するための取組への支援を強化するとともに、有機農業の取組を対象とする各種支援施策を充実し、その積極的な活用を図ることが必要である。

また、先進的な有機農業者による就農相談や研修受入の拡大、新規就農者の経営計画の作成への支援が必要である。

2 農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に積極的に取り組むことができるようにするための取組の推進

新たに有機農業に取り組もうとする者が潜在的に相当数見込まれるとともに、有機農業により生産される農産物に対する需要の増加も見込まれることから、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売又は利用の確保・拡大を図っていくことが重要である。

このため、有機農業に関する技術体系の確立・普及や、農業者が有機農業による経営を安定的に行えるよう、有機農業の取組が対象となる各種支援施策の積極的な展開を図ることが必要である。

また、有機農業により生産される農産物の流通、販売又は利用が拡大する

よう、有機農業者や農業団体等と、当該農産物の流通業者、販売業者又は実需者その他の業者とが連携・協力することによって、実需者等のニーズに即した広域流通（生産者と消費者・実需者との間に流通業者等の第三者を介在させることによって、主として広域を対象として行われる流通をいう。以下同じ。）や地産地消（国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）をその生産された地域内において消費すること（消費者に販売すること及び加工することを含む。）をいう。以下同じ。）等の地域内流通（流通業者等の第三者を介在させずに、生産者と消費者・実需者が直接取引することにより行われる地域内での流通をいう。以下同じ。）を推進することが重要である。

3 消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにするための取組の推進

消費者の需要を踏まえ、有機農業により生産される農産物の生産量・流通量を増加させ、当該農産物を消費者が容易に入手できるように多様な販売機会を設けることが重要である。

このため、有機農業により生産される農産物の生産の拡大に努めるとともに、有機農業者、流通業者、販売業者、実需者及び消費者の間で、当該農産物の生産、流通、販売又は消費に関する情報の受発信を支援することが必要である。

さらに、有機農業により生産される農産物の生産及び消費の拡大に伴い、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく有機農産物等の表示への理解の増進を図るとともに、有機農産物等の適正な表示を確保することにより、消費者の有機農産物等に対する信頼を確保することが必要である。

4 有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進

有機農業の推進に当たっては、有機農業に対する消費者の理解の増進及び信頼の確保が重要であることから、食育、地産地消、産消提携（農業者と消費者とが農産物の取引に係る事前契約（提携）を行い、その契約に基づき農産物を相対で取引する仕組みをいう。以下同じ。）、農業体験学習又は都市農村交流等の取組を通じて、消費者と有機農業者その他の関係者との交流・連携が促進されるよう取り計らうことが必要である。

5 農業者その他の関係者の自主性の尊重

有機農業の推進に当たっては、我が国における有機農業が、これまで、有機農業を志向する一部の農業者その他の関係者の自主的な活動によって支えられてきたことを考慮し、これらの者及び今後有機農業を行おうとする者の意見が十分に反映されるようにすることが重要である。

有機農業に関する基本的な技術の体系化は進んでいるものの、地域に固有な条件への適合が不十分であり、有機農業により生産される農産物の生産の取組は未だ少ない状況にある。こうした状況にかんがみ、有機農業の推進に当たって、地域の実情や農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、これらの者に対し、有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に係る各種取組が画一的に推進されることのないよう留意する必要がある。

第2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

1 目標の設定の考え方

これまでに、有機農業の推進に係る条件整備については一定の進捗が得られている。今後は、有機農業に従事している農業者に加え、有機農業による就農を希望する者や慣行農業から有機農業への転換を考えている農業者が相当数見込まれることに加え、有機農業により生産される農産物に対する消費者や実需者の需要の増加も見込まれることなどを踏まえ、国及び地方公共団体は、有機農業推進法に定める基本理念に即して、有機農業の一層の拡大を図るよう努めることとする。

このため、国、地方公共団体、農業者、消費者、実需者その他関係者に係る目標を次のとおり定める。

2 有機農業の推進及び普及の目標

(1) 有機農業の拡大

新たに有機農業に取り組もうとする者が潜在的に相当数見込まれ、有機農業により生産される農産物に対する需要の増加も見込まれることから、有機農業の一層の拡大を図ることとする。このため、おおむね平成30年度までに、現在0.4%程度と見込まれる我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を、倍増（1%）させる。

(2) 有機農業に関する技術の開発・体系化

有機農業については、基本的な技術の体系化が進捗していることから、今後は、地域の気象や土壌特性等を踏まえ、地域ごとに導入が可能な技術の体系化を進めることが重要である。このため、おおむね平成30年度までに、都道府県において、主要な作物を対象に地域の気象・土壌条件等に適合し、安定的な品質・収量を確保できるよう有機農業の技術体系を確立する。

(3) 有機農業に関する普及指導の強化

有機農業に関する技術及び知識は、地域の気象・土壌条件等に適合したものであることが重要である。当該技術及び知識の積極的な活用のためには、地域の先進的な有機農業者と連携し、その知見を活用することで、国や地方公共団体による研修をより実践的なものとする必要がある。このため、都道府県は、地域の普及指導センターや試験研究機関等に有機農業に専門的知見のある農業革新支援専門員その他の普及指導員を計画的に配置し、地域の先進的な有機農業者との連携を活用して普及指導活動を強化するなど、有機農業に関する普及指導体制を整備することとし、その整備率を、おおむね平成30年度までに100%とする。

(4) 有機農業に対する消費者の理解の増進

有機農業に対する消費者の理解を一層増進することとし、有機農業が、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とし、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業であることや農業の自然循環機能を大きく増進するものであること、また、生物の多様性に及ぼす影響を低減させるための取組であること等を知る消費者の割合について、おおむね平成30年度までに50%以上とする。

(5) 都道府県等における有機農業の推進体制の強化

基本方針及び有機農業推進法第7条第1項に基づき都道府県が定める有機農業の推進に関する施策についての計画（以下「推進計画」という。）に基づく取組を全国各地において進める。このため、都道府県にあっては、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間団体等をはじめ、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政機関、農業団体等で構成する有機農業の推進を目的とする体制の整備を一層促進することとし、その整備率について、おおむね平成30年度までに100%とする。また、市町村にあっては、各地域の有機農業の状況を踏まえつつ、先進的な有機農業者との連携を有する就農相談先を設けるなどの体制を整備することとし、その整備率について、おおむね平成30年度までに50%以上とする。

第3 有機農業の推進に関する施策に関する事項

1 有機農業者等の支援

(1) 新たに有機農業を行おうとする者の支援

国及び地方公共団体は、関係団体と連携・協力して、有機農業を行おうとする新規就農希望者や慣行農業から有機農業へ転換しようとする者に対して、これらの者が円滑に有機農業を開始できるよう、国及び地方公共団体における就農相談に加え、道府県農業大学校、有機農業の推進に取り組む民間団体等及び先進的な有機農業者による各種研修機会の拡大に努める。また、新規就農者等のための経営計画の作成や就農しようとする青年の研修及び経営の確立までの各種の支援策を活用した支援に努める。

また、国及び地方公共団体は、その職員及び農業団体の職員に対して、有機農業を行おうとする新規就農希望者及び慣行農業から有機農業へ転換しようとする者に対する適切な指導及び助言を行えるよう資質の維持・向上に努める。このため、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間団体等と連携・協力して、例えば、就農相談を受け入れる先進的な有機農業者に関する情報その他必要な情報の提供を行うよう努めるとともに、有機農業の意義や実態、有機農業への各種支援施策に関する知識及び有機農業に関する技術等を習得させるための研修の実施に努める。

(2) 有機農業の取組に対する支援

国及び地方公共団体は、有機農業に必要な技術の導入を推進するため、堆肥等の生産・流通施設その他の共同利用機械・施設の整備の支援に努めるとともに、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第1項の規定に基づく持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の策定を有機農業者等に積極的に働きかけるとともに、導入計画の策定及び実施に必要な指導及び助言に努める。また、特例措置を伴う農業改良資金の貸付け等に関しても、有機農業者の必要に応じた支援に努める。

平成23年度から実施している環境保全型農業直接支援対策の活用により、有機農業者の支援に努める。また、有機農業を核とした地域農業の振興を全国に展開していくため、国は、地域における有機農業の拡大のモデルとなり得る有機農業を核とした地域振興の計画を策定した地域に対し、当該計画の達成に必要な支援に努めるとともに、有機農業者、地方公共団体、農業団体及び有機農業の推進に取り組む民間団体等の協力を得て、地域における有機農業に関する技術の実証及び習得の支援に努める。

特に、有機農業の拡大に当たっては、地域でのまとまった取組が重要であり、また、実需者等のニーズに応えたロットの拡大や産地化の取組も重要となるため、地域ごとの慣行農業からの転換等の取組に対する支援に努める。

国及び都道府県は、先進的な有機農業者や農業団体等と連携・協力して、有機の種子又は苗等の確保を図るための採種技術等の講習や、優良な取組に関する情報の発信に係る取組への支援に努める。

(3) 有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援

国及び地方公共団体は、有機農業者や農業団体等に対し、消費者や実需者との情報の積極的な受発信を行うよう促すとともに、eコマースの利活用や中食業者、医療・福祉・化粧品業界その他の業界との連携による多様な販路の確保が行われるよう働きかけに努める。また、関係団体と連携・協力して、流通業者、販売業者又は実需者と有機農業者や農業団体等との間で行われる意見交換や商談の場を設定するなど、両者の一層良好な関係の構築の支援に努める。

広域流通の拡大に向け、国及び地方公共団体は、農業団体等と連携・協力して、有機農業者、流通業者、販売業者及び実需者に対し、JAS法に基づく有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）や生産情報公表農産物の日本農林規格（平成17年6月30日農林水産省告示第1163号）等の知識の習得及び制度の活用や、卸売市場における有機農産物等の取扱いの拡大を積極的に働きかけるよう努める。

さらに、国は、有機JAS認証の取得の維持及び拡大を図ることとし、これに係る手続の簡素化等の支援策を検討する。

地域内流通の拡大に向け、国及び地方公共団体は、インショップ（小売施設、空き店舗等に開設された店舗又はコーナーをいう。）や直売所等による取組を支援するとともに、6次産業化の取組及び地場加工業者等と連携した農工商等連携の取組による消費の創出・拡大に向けた支援に努める。

2 技術開発等の促進

(1) 有機農業に関する技術の研究開発の促進

国及び地方公共団体は、互いに協力して、試験研究独立行政法人、都道府県、大学、有機農業者、民間団体等で開発、実践されている様々な技術を探求し、既に取り組みされている有機農業に関する技術の科学的な解明に取り組みよう努めるとともに、これらの技術を有機農業の実態を踏まえ適切に組み合わせること等により、地域の気象・土壌条件等に適合し、品質や収量を安定的に確保できる技術体系を確立するよう努めることとし、併せて、新技術の導入効果や適用条件の把握に向けた実証試験等に取り組みよう努める。

また、国は、有機農業の初期の経営の安定に資するよう、例えば、ほ場環境や土づくりの状態を把握するための土壌微生物相等に着目した科学的指標の策定や、有機農業者が使いやすい土づくり等の技術を組み合わせた技術体系の開発等、有機農業の推進に資する重要な研究課題を設定し、これを推進するよう努める。

地方公共団体は、地域条件に適した有機農業に関する技術の研究開発や、他の地域の試験研究機関等が開発した技術を含む新たな技術を適用するために必要な実証試験等に取り組みよう努める。また、有機農業者等の技術

に対するニーズを的確に把握し、それを試験研究機関における試験研究に反映させるよう努める。

(2) 研究開発の成果の普及の促進

国及び地方公共団体は、地域条件への適合化技術、省エネ技術及び低コスト化や軽労化につながる除草や防除の機械化技術等に関する研究開発の成果情報の提供に努める。

その際、都道府県の普及指導センターを中心に、地域の実情に応じ、試験研究機関、市町村及び農業団体等の地域の関係機関並びに先進的な有機農業者及び民間団体等と連携・協力して、有機農業者への研究開発の成果の普及に努める。また、有機農業者及び有機農業を行おうとする者に対して、研究開発の成果や知見に基づく効果的な指導及び助言が行われることが重要である。このため、国及び地方公共団体は、先進的な有機農業者と連携して、農業革新支援専門員その他の普及指導員等に対して、有機農業に関する研究開発の成果等に係る技術及び知識を習得させるための研修や提供情報の充実に努める。

3 消費者の理解と関心の増進

国及び地方公共団体は、有機農業に対する消費者の理解と関心を増進するため、有機農業者と消費者との連携を基本としつつ、インターネットの活用やシンポジウムの開催による情報の受発信、資料の提供、優良な取組を行った有機農業者の顕彰等を通じて、消費者をはじめ、流通業者、販売業者、実需者、学校関係者等に対し、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全等の有機農業の有する様々な機能についての知識の普及啓発並びに有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費に関する情報の提供に努める。また、民間団体等による消費者の理解と関心を増進するための自主的な活動を促進するため、優良な取組についての顕彰及び情報の発信に取り組むとともに、JAS法に基づく有機農産物の検査認証制度、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日4食流第3889号）に基づく農産物の表示ルール等について、消費者への普及啓発に努める。

4 有機農業者と消費者の相互理解の増進

国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動と連携して、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進に努める。

また、民間団体等による有機農業者と消費者の相互理解を増進するための自主的な活動を促進するため、これらの者による優良な取組についての顕彰及び情報の発信に努める。

5 調査の実施

国は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向等の基礎的な情報、有機農業に関する技術の開発・普及の動向、社会的・経済的効果、地域の農業との連携を含む有機農業に関する取組事例その他の有機農業の推進のために必要な情報を把握するため、地方公共団体及び有機農業の推進に取り組む民間団体等の協力を得て、必要な調査を実施する。

- 6 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援
国及び地方公共団体は、有機農業の推進に取り組む民間団体等に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うとともに、これらの者と連携・協力して有機農業の推進のための活動を効果的に展開できるよう、相談窓口を設置する等の所要の体制の整備に努める。
また、これらの民間団体等による自主的な活動を促進するため、優良な取組の顕彰及び情報の発信に努める。

7 国の地方公共団体に対する援助

国は、都道府県に対し、基本方針及び当該都道府県における有機農業の実態等を踏まえて定める有機農業の推進の方針、当該方針に基づきおおむね5年の間に実施する施策、有機農業を推進するに当たっての関係機関・団体等との連携・協力、有機農業者等の意見の反映並びに推進状況の把握及び評価の方法を内容とする推進計画のより効果的な実施を働きかけるとともに、必要な情報の提供、指導及び助言に努める。
また、地方公共団体による有機農業の推進に関する施策の策定及び実施に関し、必要な指導及び助言を行うとともに、地方公共団体の職員が有機農業の意義や実態、有機農業の推進に関する施策の体系、有機農業が地域に果たす役割を理解するための先進的な取組事例等有機農業に関する総合的な知識を習得できる研修の実施に努める。

第4 その他有機農業の推進に関し必要な事項

1 関係機関・団体との連携・協力体制の整備

(1) 国及び地方公共団体における組織内の連携体制の整備

有機農業の推進に関する施策は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の各段階において必要な施策を総合的に講じることとされている。これらの施策を計画的かつ一体的に推進し、施策の効果を高めるため、国は、これらの施策を担当する関係機関の連携を確保する体制の整備に努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

(2) 有機農業の推進体制の整備

有機農業の推進に当たっては、農業者その他の関係者及び消費者の理解と協力を得るとともに、有機農業者や民間団体等が自主的に有機農業の推進のための活動を展開している中で、これらの者と積極的に連携する取組が重要である。

このため、国は、全国、地方ブロックの各段階において有機農業者や有機農業の推進に自主的に取り組む民間団体等をはじめ、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政機関及び農業団体等で構成する有機農業の推進体制の下、これらの者と連携・協力して、有機農業の推進に取り組むよう努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

国は、地方公共団体、関係団体と連携・協力して、有機農業を行おうとする者の支援や、普及指導員等の相談等に対応するため、有機農業に関するアドバイザーの導入について検討する。

(3) 有機農業に関する技術の研究開発の推進体制の整備

有機農業に関する技術の研究開発については、試験研究独立行政法人、都道府県の試験研究機関に加え、有機農業者をはじめとする民間団体等においても自主的な活動が展開されており、これらの民間団体等と積極的に連携・協力することにより、技術の開発が効果的に行われることが期待できる。

このため、国は、全国、地方ブロックの各段階において、試験研究独立行政法人をはじめ、地方公共団体、大学、民間の試験研究機関、有機農業者等の参画を得て、研究開発の計画的かつ効果的な推進のための意見交換、共同研究等の場の設定を図るとともに、関係する研究開発の進捗状況を一元的に把握し、関係者間の情報共有や連携を図りながら、有機農業に関する研究開発の計画的かつ効果的な推進に努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

2 有機農業者等の意見の反映

国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、意見公募手続の実施、現地調査、有機農業者等との意見交換、会議その他の方法により、有機農業者その他の関係者及び消費者の当該施策についての意見や考え方を積極的に把握し、これらを当該施策に反映させるよう努める。

また、国は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向を常に把握し、その状況に応じた施策等の検討を行う体制を整備するとともに、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

3 基本方針の見直し

この基本方針は、有機農業推進法で示された基本理念及び有機農業の推進に関する施策の基本となる事項に従い、基本方針の策定時点での諸情勢に対応して策定したものである。

しかしながら、今後、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢も大きく変わることが十分考えられる。また、目標の達成状況や施策の推進状況等によっても、基本方針の見直しが必要となる場合が考えられる。

このため、この基本方針については、平成26年度からおおむね5年間を対象として定めるものとするが、見直しの必要性や時期等を適時適切に検討することとする。

長野県有機農業推進会議 委員名簿（平成 29 年度）

氏 名	所 属 ・ 職 名	備考
北村 智	財団法人長野県農林研究財団・事務局長	
久保田 純司	社団法人長野県植物防疫協会・常務理事	
荻原 正明	長野県連合青果株式会社・企画室次長	
藤田 正雄	有機農業参入促進協議会・事務局長	
武居 博明	長野県有機農業研究会・元会長	
小林 文彦	長野県農業会議・事務局長	
小林 一文	長野県営農センター・次長兼農業振興グループ長	
重 千富	生活協同組合コープながの・組合員	
中村 尚文	松本市・農政課長	
上杉 壽和	長野県農業試験場・場長	
森山 隆弘	長野農業改良普及センター・所長	

（敬称略）

長野県農政部 有機農業担当名簿（平成 29 年度）

氏 名	所 属 ・ 職 名	備考
北原 富裕	長野県農政部長	
伊藤 洋人	長野県農政部農業技術課長	
吉田 新一	長野県農政部農業技術課企画幹兼環境農業係長	
片桐 拓登	長野県農政部農業技術課環境農業係 技師	